建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第4条第4項第3号の規定に基づき、知事が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定める。

一 次表(い)欄に掲げる学校において、(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

((1))	(3)	(は)
学校教育法による大学又は 高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第749号。以下「告示第749号」という。)第1に規定する科目(告示第749号第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(令和元年国土交通省告示第750号。以下「告示第750号」という。)第1に規定する科目	2年
防衛省設置法(昭和 29 年法 律第 164 号)による防衛大学 校又は職業能力開発促進法 (昭和44 年法律第64号)によ る職業能力開発総合大学校、 職業能力開発大学校若しくは 職業能力開発短期大学校	告示第 749 号第1に規定する科目	0年
	告示第 749 号第1に規定する科目(告示第 749 号第1各号中「40 単位」とあるのは、「30 単位」と読み替えるものとする。)	1年
	告示第 750 号第1に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校 又は中等教育学校	告示第 750 号第1に規定する科目(告示第 750 号第1各号中「20 単位」とあるのは、「15 単位」と読み替えるものとする。)	3年

- (注)(ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校を卒業した者にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。
- 二 次表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

- メンエッとようのかではいとログロー					
((1))	(ろ)	(は)	(1=)		
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又 は旧中等学校令 (昭和18年勅令第 36号)による中等 学校	2年	告示第 749 号第1に規定する科目	0年		
		告示第 749 号第1に規定する科目(告示第 749 号第1各号中「40 単位」とあるのは、「30 単位」と読み替えるものとする。)	1年		
	1年	告示第 750 号第1に規定する科目	2年		
学校教育法による 中学校又は義務 教育学校	2年	告示第 750 号第1に規定する科目(告示第 750 号第1各号中「20 単位」とあるのは、「15 単位」と読み替えるものとする。)	3年		
	1年	告示第 750 号第1に規定する科目(告示第 750 号第1各号中「20 単位」とあるのは、「10 単位」と読み替えるものとする。)	4年		

(注)(は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が (ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

((1)	(ろ)	(It)	(12)
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又 は旧中等学校令 による中等学校	3年	告示第 749 号第1に規定する科目(告示第 749 号第1各号中「40 単位」とあるのは、「30 単位」と読み替えるものとする。)	1年
	1年	告示第 750 号第1に規定する科目	2年
学校教育法による 中学校又は義務 教育学校	3年	告示第 750 号第1に規定する科目	2年
	2年	告示第 750 号第1に規定する科目(告示第 750 号第1各号中「20 単位」とあるのは、「15 単位」と読み替えるものとする。)	3年
	1年	告示第 750 号第1に規定する科目(告示第 750 号第1各号中「20 単位」とあるのは、「10 単位」と読み替えるものとする。)	4年

- (注)(は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 四 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士
- 五 平成20年11月28日前に知事が認めた課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じて、それぞれ同日前に知事が認めた年数に満たない年数しか有しない者で、同日以後に同日前の建築に関する実務の経験年数と同日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ知事が認めた年数以上有することとなる者
- 六 平成20年11月28日前から引き続き、同日前に知事が認めた課程に在学する者で、同日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ「二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について」(平成3年10月9日付け住指発441号建設省住宅局長通知)で定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を 有すると認める者

附則

この指定は、建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号)の施行の日(令和2年3月1日)から適用する。